

消費税率引き上げに伴い

# 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金を支給します！

## 臨時福祉給付金

### 給付の対象となる方

基準日（平成26年1月1日）において秩父市の住民基本台帳に記録されている方で平成26年度分市民税（均等割）が課税されない方

※次の方は対象外となります。

- ①市民税が課税されている方に扶養されている場合
- ②生活保護受給者や中国残留邦人等に対する支援給付の受給者となっている場合など

**給付額** 対象者一人あたり10,000円

また、老齢基礎年金受給者・児童扶養手当受給者等の方は1人あたり5,000円が加算されます。

**申請受付期間** 6月2日(月)～11月28日(金)（土・日・祝日を除く）

**申・問**臨時福祉給付金担当室

☎26-5062（歴史文化伝承館1階）

吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課

吉田☎72-6082

大滝☎55-0865

荒川☎54-2116

※申請書は、市報5月号といっしょに全戸配布いたします。

## 子育て世帯臨時特例給付金

### 給付の対象者となる方

基準日（平成26年1月1日）における平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む）の受給者であって、平成25年中の所得が児童手当の所得制限額に満たない方

**給付対象児童** 給付対象者の平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む）の対象となる児童

**給付額** 対象児童1人あたり10,000円

※臨時福祉給付金の給付対象者および生活保護受給者は対象児童になりません。

**申請受付期間** 6月2日(月)～11月30日(日)の平日

※期間中の夜間窓口および最終日曜窓口でも受け付けます。

**申・問**こども課☎25-5206

吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課

吉田☎72-6082

大滝☎55-0865

荒川☎54-2395

※6月ごろ、平成26年1月分児童手当の受給者にご案内を郵送します。



「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」の  
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

- 市町村や厚生労働省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 市町村や厚生労働省などが、「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」の給付のために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- 現時点で、市町村や厚生労働省などが住民の皆様の世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは、絶対にありません。

ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、市町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。